

| | | |
|-----------|---------|--|
| CCUS職種コード | | 1 9 トンネル特殊工 - 0 1 トンネル工 (特殊作業員) 2 0 トンネル作業員 - 0 1 トンネル工 (普通作業員) 2 1 トンネル世話役 - 0 1 トンネル工 (世話役) |
| 能力評価実施団体 | | (一社) 日本トンネル専門工事業協会 |
| 呼 称 | | トンネル技能者 |
| レベル 4 | 就業日数 | 1 0 年 (2150日) |
| | 保有資格 | ◇登録トンネル基幹技能者〔00006〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)〔91040〕 ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長経験 | 職長としての就業日数が 3 年 (645日) |
| レベル 3 | 就業日数 | 7 年 (1505日) |
| | 保有資格 | ●ずい道等の掘削等作業主任者〔40008〕又は ずい道等の覆工作業主任者〔40009〕 ●発破技士〔34003〕又は火薬類取扱保安責任者 (甲・乙種)〔34001,34002〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと |
| | 職長・班長経験 | 職長または班長としての就業日数が 1 年 (215日) |
| レベル 2 | 就業日数 | 2年 (430日) |
| | 保有資格 | ●車両系建設機械 (機体重量 3 t 以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械) の運転技能講習〔40035〕 ●小型移動式クレーン (5 t 未満) の運転技能講習〔40031〕 ●玉掛け作業技能講習〔40040〕 ●高所作業車の運転技能講習〔40039〕 ●車両系建設機械 (解体用) の運転技能講習〔40036〕又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育〔50016,50017〕 ●特定粉じん作業特別教育〔50042〕 ●ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育〔50043〕 |
| レベル 1 | | 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者 |

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。